

家畜生産農場衛生対策に係るヨーネ病対策実施要領

制定 令和元年7月31日 佐畜協第07126号
一部改正 令和2年6月24日 佐畜協第06100号
一部改正 令和3年9月30日 佐畜協第09099号
公益社団法人佐賀県畜産協会

公益社団法人佐賀県畜産協会（以下「協会」という。）は、食料安全保障確率対策事業実施要領（平成28年3月29日付け27消安第6184号）に基づく、家畜生産農場衛生対策事業（以下「本事業」という。）において、ヨーネ病のまん延防止及び早期清浄化を図るための事業に取り組むこととし、実施にあたっては、同要領及び「家畜衛生対策事業の運用について」（令和3年3月31日付け2消安第6476号）に定められたもののほか、本実施要領によるものとする。

第1 事業の目的

この事業は、ヨーネ病のまん延防止及び早期清浄化を図るため、牛飼養農場においてヨーネ病対策を実施し、農場の疾病清浄化を支援する。

第2 事業の内容

牛のヨーネ病防疫対策要領（平成25年4月1日付け24消安第5999号農林水産省消費・安全局長通知。以下「ヨーネ病要領」という。）に基づく防疫対策を講じている農場における、検査費及び証明書の交付料、とう汰推進費を補助する。

1 補助対象経費及び補助率

- 1) ヨーネ病の検査費及び証明書の交付料：生産者が要した額の1/2以内
- 2) 牛とう汰推進費の補助：評価額の2/3から利用額を控除した額以内
農場要件及びとう汰牛要件は前記「運用について」のとおりとする。

第3 事業の実施等

1 本事業によりヨーネ病対策を実施しようとする生産者は下記により必要書類を協会に提出するものとする。

- ① ヨーネ病検査等実施計画承認申請書（様式第1号）
- ② 家畜疾病清浄化（ヨーネ病）のための対策実施報告書（様式第2号）
- ③ ヨーネ病検査費等補助金交付申請書（様式第3号）
- ④ ヨーネ病検査に係る採材旅費及び採材技術料交付申請書（様式第4号）

2 牛のとう汰実施については、別に定める「家畜生産農場衛生対策に係るとう汰実施要領」によるものとする。

3 協会は 1 により申請を受けた時は、審査し、適正と認められた場合は、補助金を交付するものとする。

第 4 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和元年 7 月 31 日に制定し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 6 月 24 日に一部改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 9 月 30 日に一部改正し、令和 3 年 10 月 1 日から適用する。